

資料 4

平成 27 年度第 2 回 (H28.2.1)
下関市子ども・子育て審議会

国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（案）」に関するご意見について

国は、「保育士等確保対策検討会」の「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」（別紙②）を踏まえて、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（案）（概要）」（別紙①）のとおり特例を設ける改正を、平成 28 年 4 月に施行予定としております。

下関市においては、当該国基準に基づき、「下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」により基準を定めており、この度の国の改正内容については、本市の実情と照らし合わせて適用することが適切か否かを、関係機関等の皆様のご意見を伺いながら、検討してまいりたいと思っております。

つきましては、別添の改正概要をご一読いただき、忌憚のないご意見をお願いいたします。

なお、当該改正内容につきましては、今後の国、県の動向により変更されることがありますことを申し添えます。

【別紙資料】

- ①「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（案）」について（概要）
- ②保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ（平成 27 年 12 月 4 日保育士等保育対策検討会） 保育士等保育対策検討会…厚生労働省が設置した検討会
- ③保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ（関係資料）（抜粋）（平成 27 年 12 月 4 日保育士等保育対策検討会）